

令和5年10月16、17日開催の意見交換会で聴取した意見

モニターからの意見	議会の考えと対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換会で発言した内容が取り上げられなかった理由を明らかにして欲しい。</li> <li>・教育現場の先生との意見交換が必要である。</li> <li>・Webアンケートを取ったらどうか。(ユーチューブをどうやったら見るのか等)</li> <li>・年に一度は座談会的な会議の場を設けて欲しい。</li> <li>・議会運営委員会での正式な議題として、議長任期を2年にすることに問題はないのか。</li> <li>・議会だよりでの視察報告に関し、もっと効果的、具体的な内容となるように期待したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会モニターの職務は市議会に関する知見を得るために、市議会の本会議、委員会又は政策討論会を傍聴し、又はインターネットにより視聴すること、市議会の報告会に参加すること、市議会の議会だより、ホームページ又はフェイスブックページを閲覧すること、市議会が実施する市議会の活動及び運営に関する調査に回答すること、市議会との意見交換会に出席し、意見を述べること、となっています。モニター職務外の意見については、取り上げておりません。</li> <li>・中学生の議会傍聴から出てきた意見だと認識しております。議会傍聴に際して、事前の情報交換、そして事後は反省会で感想を伺い、意見交換を行っております。</li> <li>・広聴特別委員会と協議し、前向きに検討します。</li> <li>・現在、議会カフェにおいて座談会的な意見交換の場を設けていますので、こちらを利用していただきたいと考えます。</li> <li>・議長任期を2年にすることに問題があるかどうかは、その方法論も含めて今後も議会運営委員会において検討します。</li> <li>・議会として有意義な視察であったこと、また、成果や今後の方向性なども伝</li> </ul>

- ・市民の声、モニターの声をもっと議会だよりに載せるべきではないか。
- ・意見を議会での議論に反映できるよう、公聴会をもっと活用すべきではないか。
- ・制定した手話言語条例にのっとり、議会としての取組を検討すべきである。

わる記事になるよう努めます。

- ・市民の声については、積極的に市民の声を議会だよりに掲載します。モニターの声については、議会だよりの紙面構成を考慮しつつ、内容に応じて紙面を確保し、可能な限りモニターからの意見を掲載します。
- ・現在、市民や学識経験者等の意見を議会の討議に反映させる必要がある場合には、参考人制度を活用しております。参考人制度とは、地方自治法第115条の2第2項に規定されている制度で、公聴会より効率的に必要な者から意見を聴くことができる制度です。
- ・議会としても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して、学識経験者等の意見を参考にしながら取組を検討します。